

○菊池市住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付要綱

令和5年3月23日

告示第59号

菊池市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成19年告示第122号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市住宅用太陽光発電設備設置費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、菊池市が地球温暖化防止対策を推進する立場から、市民による再生可能エネルギーの利用促進を積極的に支援することにより、持続可能な社会の実現に向けたまちづくりを推進することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 菊池市に居住又は居住を予定していること。
- (2) 菊池市内で自身が居住する又は居住を予定している居住用住宅(店舗等との併用住宅を含み、法人名義のもの及び賃貸用のものを除く。以下同じ。)に住宅用太陽光発電設備(以下「発電設備」という。)を設置する個人であること。
- (3) その属する世帯(その者が居住を予定する者である場合は、転入後に属することとなる世帯をいう。以下この条において同じ。)の全ての者が、市税等を滞納していないこと。
- (4) その属する世帯の全ての者が、菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(対象設備)

第4条 補助金の交付対象となる新規の発電設備は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者が、自ら居住する居住用住宅(以下「対象住宅」という。以下この条において同じ。)において使用するために設置するものであること。
- (2) 対象住宅への設置前において、既に使用されたものでないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第2条に規定する目的により、規則第3条第2項に定める交付基準の補助率にかかわらず、対象設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力の数値(キロワット単位で表示)において次に定めるものとし、予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 5.0キロワットを超え6.0キロワット未満のとき 3万円
- (2) 6.0キロワット以上のとき 5万円

(補助金の交付回数)

第6条 補助金の交付回数は、当該交付対象者が設置する対象設備につき、1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、対象設備の設置工事に着手する前に、規則に定める補助金等交付申請書(規則様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業経費の内訳が明記されている見積書又は工事請負契約書の写し
- (2) 対象設備の設置場所を示す位置図
- (3) 工事着手前の現況写真
- (4) 対象設備の仕様が分かるパンフレット等の写し
- (5) 市税の未納がない証明
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 前条の規定による申請に関して市長から補助金の交付決定を受けた者は、対象設備の設置が完了したときは、当該設置工事が完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、規則に定める補助事業実績報告書(規則様式第5号の1)に、次に掲げる書

類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 対象設備の設置費に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 電力会社との余剰電力需給契約に関する書面の写し
- (3) 出力対比表の写し
- (4) 対象設備の保証書の写し
- (5) 対象設備の設置工事完了を示す写真
- (6) 住民票の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、設置した対象設備に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1及び別表第2に掲げる耐用年数の期間内において、補助金の交付の目的に反して当該対象設備を処分するときは、市長の承認を受けなければならない。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないとして認めるとき。

(協力)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ発生電力量、売電電力量及び買電電力量等の対象設備に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(この要綱の失効及び検討)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。